

1 税額の計算方法

総所得金額－所得控除合計＝課税総所得金額
 課税総所得金額×税率＝税額控除前所得割額
 税額控除前所得割額－税額控除額(注1)＝所得割額
 所得割額＋均等割額－控除不足額(注2)＝差引納付額

- (注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 (注2) 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除等の控除額です。
 (注3) 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

2 所得控除

雑 損 控 除			(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除			医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)		
社 会 保 険 料 控 除			支 払 金 額		
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除					
生 命 保 険 料 控 除	支 払 金 額		控 除 額		
	新 契 約	12,000円以下のとき	全 額		
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円		
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円		
		56,000円超のとき	28,000円		
	旧 契 約	15,000円以下のとき	全 額		
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円		
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円		
		70,000円超のとき	35,000円		
	※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)				
地 震 保 険 料 控 除	支 払 金 額		控 除 額		
	保 地 險 料 震	50,000円以下のとき	支払金額の1/2		
		50,000円超のとき	25,000円		
	契 旧 長 約 期	5,000円以下のとき	全 額		
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円		
		15,000円超のとき	10,000円		
※地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円					

配偶者控除	一 般	33万円	22万円	11万円	
	老 人	38万円	26万円	13万円	
配 偶 者 特 別 控 除	所 得 金 額		控 除 額		
	48万円超、95万円以下		33万円	22万円	11万円
	95万円超、100万円以下				
	100万円超、105万円以下		31万円	21万円	
	105万円超、110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超、115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超、120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超、125万円以下		11万円	8万円	4万円
除	125万円超、130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超、133万円以下		3万円	2万円	1万円

障 害 者 控 除		26万円	
(特 別 障 害 者 の 場 合)		30万円	
(同居特別障害者の場合)		53万円	
寡 婦 控 除		26万円	
ひ と り 親 控 除		30万円	
勤 労 学 生 控 除		26万円	
扶 養 控 除	一 般	33万円	
	老 人	38万円	
	特 定	45万円	
	同 居 老 親 等	45万円	
基 礎 控 除	合計所得金額2,400万円以下		43万円
	2,400万円超～2,450万円		29万円
	2,450万円超～2,500万円		15万円
※老人扶養は70歳以上の者(S30.1.1以前生まれ)、特定扶養は19歳以上23歳未満の者(H14.1.2～H18.1.1生まれ)			

3 市民税・県民税所得割の税率

項番	所 得 金 額 の 種 類	税率(市民税)	税率(県民税)
1	総所得金額、山林所得金額、退職所得金額	6%	4%
2	分離短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
3	分離長期譲渡所得金額	3%	2%
4	※地方税法附則第34条の2適用分(課税標準2,000万円までの部分につき)	2.4%	1.6%
5	※同法附則第34条の3適用分(課税標準6,000万円までの部分につき)	2.4%	1.6%
6	株式等に係る譲渡所得等の金額	3%	2%
7	上場株式等の配当所得金額(分離課税分)	3%	2%
8	先物取引に係る雑所得等の金額	3%	2%

5 税額控除

◎調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 ・合計課税所得金額が200万円以下の方
 次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ② 合計課税所得金額
 ・合計課税所得金額が200万円超の方
 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
勤労学生控除		1万円	扶養 控除	一般	5万円
障害者 控除	普通	1万円		特定	18万円
	特別	10万円		老人	10万円
	同居特別	22万円		同居老親等	13万円
ひとり親控除（母）		5万円		寡婦控除・ひとり親控除（父）	
基礎控除		5万円			
納税者本人の所得金額		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	
配偶者 控除	一般	5万円	4万円	2万円	
	老人	10万円	6万円	3万円	
配偶者 特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円	
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円	

4 市民税・県民税均等割・森林環境税額

市民税 3,000円
 県民税 1,000円
 森林環境税 1,000円

(均等割・森林環境税非課税基準)

合計所得金額(繰越損失適用前の金額)が次の金額以下の場合

- ①扶養親族がない場合 38万円
 ②扶養親族がいる場合
 28万円×(扶養親族の人数+1)+26.8万円

(所得割非課税基準)

総所得金額等(繰越損失適用後の所得の合計)が次の金額以下の場合

- ①扶養親族がない場合 45万円
 ②扶養親族がいる場合
 35万円×(扶養親族の人数+1)+42万円

5 税額控除（つづき）

◎寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合にはその超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2 埼玉県共同募金会又は日本赤十字社の埼玉県支部に対する寄附金

3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として埼玉県又は行田市の条例で定めるもの

4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として埼玉県又は行田市の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市 民 税	県 民 税
配 当 割 額	3/5	2/5
株式等譲渡所得割額		

◎住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額			
ただし、居住年が平成26年4月から令和3年まで（地方税法付則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得又は特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む）又は、特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）			
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）			
市民税	3/5	県民税	2/5

【年金特別徴収（年金からの市民税・県民税の天引き）について】

◎年金特別徴収対象者

前年中に受給の公的年金に対して市民税・県民税が課税される方のうち、以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ①令和7年の4月1日現在で公的年金を受給している65歳以上の方
- ②老齢基礎年金等の年額が18万円以上の方
- ③令和7年4月1日現在で介護保険料が年金から引かれる対象となっている方

◎年金特別徴収の方法

・初めて年金特別徴収の対象となる方 ・年金特別徴収が税額変更等で以前中止となったが再度対象となる方	10月から年金特別徴収が始まるため、その前後で（年金分年税額の2分の1ごとに）納付方法が異なります。 ①6・8月：（令和7年度年金分年税額×1/2）÷2の金額を各月で納付書や口座振替での納付 ②10・12・2月：（令和7年度年金分年税額×1/2）÷3の金額を年金から特別徴収
・前年度以前から年金特別徴収の対象となっている方	年金特別徴収を継続して行います。 ①4・6・8月（仮徴収）：（前年度年金分年税額×1/2）÷3の金額を各月で年金特別徴収 ②10・12・2月（本徴収）：（令和7年度年金分年税額－仮徴収税額）÷3の金額を各月で年金特別徴収

◎納税通知書の見方

市民税・県民税 税額決定 通知書
・森林環境税 納 税

市民税・県民税・森林環境税額を下記のとおり決定しましたので通知します。普通徴収税額については納期限までに納めてください。

期 別	普通徴収税額 （円）	納 期 限

徴 収 月	公的年金特別徴収税額 （円）
令和7年4月	
令和7年6月	
令和7年8月	
令和7年10月	
令和7年12月	
令和8年2月	
徴 収 月	仮特別徴収税額 （円）
令和8年4月	
令和8年6月	
令和8年8月	

※上記の金額を年金から特別徴収します。

公的年金特別徴収税額（円）

< A. 前年度に通知した仮徴収税額 > 令和7年4・6・8月 （令和6年度の年金特別徴収税額×1/2） ÷3の金額を各月天引き
< B. 今年度の本徴収税額 > 令和7年10・12月・令和8年2月 〔年金に係る税額（納税通知書2枚目記載の年金特別徴収税額）から「A」を引いた残額〕÷3 の金額を各月天引き
< C. 来年度の仮徴収税額 > 令和8年4・6・8月 〔令和7年度の年金特別徴収税額（A+B） ×1/2〕÷3 の金額を各月天引き



ホームページにて詳細や令和7年度改正内容をご覧ください